

審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター及び気仙沼警察署にあっては即日、気仙沼警察署以外の警察署にあっては14日
申 請 先：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター又は警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：